

決議第1号

小林透議員に対する問責決議

小林透議員に対する問責決議を別紙のとおり決議する。

令和8年6月24日提出

提出者	川越市議会議員	倉嶋真史
賛成者	同	中野敏浩
		条真美子
		松本きみ

小林透議員に対する問責決議

令和8年6月12日に開催された川越市議会定例会一般質問において、小林透議員は議場における発言の中で、特定の事案について「セクシャルハラスメントがあった」と断言する趣旨の発言を行った。

しかしながら、その後の確認により、当該発言は十分な事実確認に基づくものではないことが明らかとなった。

議会は言論の府であり、議員には高い倫理観と発言に対する重大な責任が求められる。特に個人の名誉や人格に関わる事項については、事実に基づき慎重に発言しなければならないことは言うまでもない。

にもかかわらず、小林透議員は事実確認を行うことなく議場において発言し、その結果、関係者の名誉及び信用を著しく損なうおそれを生じさせた。さらに、対象とされる職員はハラスメントを受けた認識がないどころか、小林透議員の議場での発言によって精神的な苦痛を受けており、その責任は極めて重いと云わざるを得ない。

よって、本市議会は小林透議員の行為を厳しく非難するとともに、その責任を重く受け止め、深く反省することを求めるため、ここに強く問責するものである。

以上、決議する。

令和8年6月24日

川 越 市 議 会